

【 Are You Hungry? 】

過去の成功が現在の苦境の原因になっているケースがよく見受けられますが、成果が様々な問題を解決してくれることも事実です。掲げた目標・目的を成就するため情熱を持って実績を立てることができればよいのですが、その前に自己満足してしまったり、はたまた疲れ果てたり、自分を誤魔化して妥協してしまったり、目標を見失ってしまうことなどが多くあります。どうすれば心(意思)と体(行動)を一致させてやり抜くことができるのでしょうか？

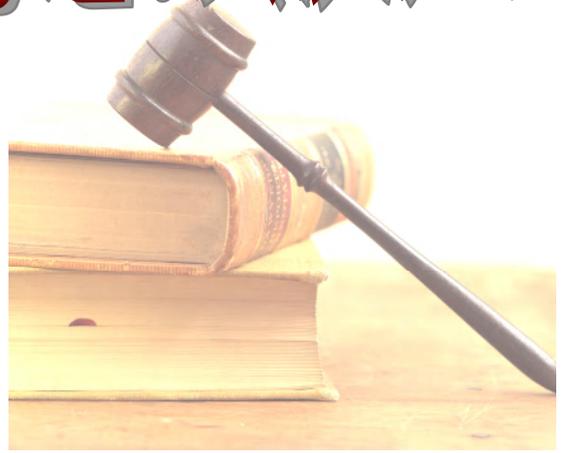
アカデミー賞を受賞した「炎のランナー」という映画があります。対照的な二人の主人公がイギリス代表としてオリンピックに出場し、各々100m走と400m走で優勝する物語です。一人はユダヤ人の出自ゆえ、他人には絶対に負けないという強いコンプレックスの中で優勝しました。しかし、その直後に空しさに襲われた彼は帰るべきところは恋人の元であると気づきます。もう一人は宣教師を目指し、走ることで神が喜んでいるという実感を動機にして戦い、優勝しました。

ハングリー精神とは強烈な目的意識のことだと思います。そのモチベーションを維持するためには「**負けん気**」も利用すべきでしょう。しかし、自分が動機であればある程度満ち足りてしまうと限界が見えてきます。そのため本当の意味で**他者のために戦う**ことが必要になってきます。みんなを喜ばせることには際限がありませんから。

ぜひとも実績を求めてください。そのためには一人では行くことができません。喜んでもらうことに飢え、刺激を感じて行きたいものです。そのために私たちの仕事があり、生活があり、周囲とのつながりがあるはず。「喜んで仕事してる？それが心配だな。」私の尊敬する人の言葉です。

これからの税制総まとめ(決定版)

昨年だけでも税制改正が3回にわたってあり、今年度も複数回にわたっての税制改正が予想されます。税の専門家である税理士でも「これはどうだったかなあ」という話をするぐらいです。重複することになりますが、今回は開始年月日を中心にこれからどのような税制改正の影響があるかをまとめてゆきます。



★平成24年以降

【法人税率の引き下げ】

普通法人の**法人税率:25.5%**(現行30%)に引き下げ
中小企業の800万円までの所得について:**15%**(現行18%)に引き下げ
※平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用

【復興特別法人税】

課税標準法人税額に**10%の復興特別法人税を加算**
※平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度

⇒ 実効税率:最初の3年間 40%から38%に
平成27年4月以降 35%に



【欠損金の繰越控除の延長及び制限】

①青色欠損金の翌年以降の繰越控除金額を**その事業年度の所得金額の80%に制限**
(中小企業を除く)

※平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用

②青色欠損金の繰越控除期間を**9年**(現行7年)に延長

※平成20年4月以降に終了した事業年度において生じた欠損金について適用

【減価償却制度の定率法の償却率】

減価償却資産を平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した場合の**定率法の償却率を**、250%定額法から**200%定額法にと縮小**する。

⇒ 経過措置として平成 24 年 4 月 1 日以前に開始する**事業年度中の取得資産**は改正前の 250%定額法の適用あり

【消費税の仕入税額控除(95%ルール)の見直し】

課税売上高が 5 億円超の事業者は課税売上割合(売上のうち消費税の対象となるものの占める割合)が 95%以上であっても**仕入税額の全額控除を認めない**(個別対応方式又は一括比例方式を適用)。

※平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用

【消費税の免税事業者要件の見直し】

消費税の免税事業者の判定については、**前事業年度開始から 6 ヶ月間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は免税を適用しない**。

⇒ 課税売上高の代わりに給与等の合計額が 1,000 万円超で判定可

※平成 24 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度(個人事業者の場合は平成 25 年)から適用

★平成 25 年以降



【給与所得控除額の見直し】

- ①給与収入金額が **1,500 万円を超える** 場合の**給与所得控除額は 245 万円を上限**とする。
- ②**特定支出控除**の範囲を拡大し、**資格取得費**(弁護士等の資格取得費も追加)と**勤務必要経費**(65 万円を限度)との**合計額**とし、**次の区分に応じそれぞれの金額を確定申告により給与収入金額から控除**できる。

給与等の年間収入金額	給与所得控除額
1,500 万円以下	特定支出額が給与所得控除額の 1/2 を超える場合、その 特定支出額と給与所得控除額の 1/2 との合計額
1,500 万円超	特定支出額が 125 万円を超える場合、その 超える金額と 245 万円の合計額



※ 平成 25 年分の所得税及び平成 26 年度分の住民税から適用

【退職所得課税の見直し】

役員等としての勤務年数が5年以下の者の退職所得の計算については、**退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止**

※平成25年分の所得税及び平成25年以後支払うべき退職金にかかる住民税から適用



【復興特別所得税】

その個人のその年分の基準所得税額に**2.1%の税率**を乗じて計算した金額の復興特別所得税を課する。

源泉徴収義務者の場合：源泉所得税に2.1%を乗じた金額を納付する

例) 弁護士・税理士に対する源泉所得税率が10%の場合 ⇒ **10.21%**

※平成25年から平成49年までの25年間適用

⇒ 個人住民税については毎年の均等割額に**500円加算**

(平成26年から5年間)



内容についてはだいたい理解していても、実際にいつからの適用であるか、具体的な金額はどうだったかなどあいまいな部分が多かったと思います。ぜひ、参考にさせていただければ幸いです。個別の件については気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい

金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328

FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikai.com

URL : <http://kaikai.asia/>

